

令和7年度  
定期監査報告書

市民環境部  
生活安全課  
市民課

川西市監査委員



令和8年3月5日

川西市長  
越田 謙治郎 様

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 吉 岡 健 次

定期監査報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

記

令和7年度 市民環境部  
生活安全課  
市民課



# 定期監査報告書

## 1 監査の基準

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、川西市監査基準（令和2年監査委員告示第5号）に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## 3 監査の対象

下記の監査対象部局に対して、令和7年度（令和7年4月1日から同年8月31日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第199条第2項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

市民環境部

生活安全課、市民課

## 4 監査事務の引継ぎ

監査中に議会選出監査委員の就退任があったので、前任者 平岡 譲 監査委員（令和7年10月27日退任）が行った監査事務は、後任者 吉岡 健次 監査委員（同年10月28日就任）が引き継いだ。

## 5 監査の着眼点及び主な実施内容

監査対象部局に対し、上記3に関する書類の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを着眼点として、関係書類を調査するとともに、関係職員から弁明、見解等の聴取を行った。

なお、現地調査は上記対象部局のほか、以下の施設等について行った。

市民環境部生活安全課：消費生活センター

市民環境部市民課：多田行政センター、大和行政センター

## 6 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局

実施日程：令和7年10月20日から8年2月18日まで

## 7 監査の結果

上記1から6（4を除く）までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

しかし、事務の一部に改善、検討を要する事例が見受けられた。また、前回の定期監査で指摘した事項について措置又は改善がされていない課も見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

なお、留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

(注)本報告書における表示方法は、下記のとおりである。

- (1) 文中の金額                      万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て
- (2) 文中・表中の比率              表示単位未満の端数は、四捨五入

## 《 生活安全課 》

### 1 防犯カメラ設置事業補助金について

市は、安全で安心なまちづくりの実現に資するため、防犯カメラ及び周辺機器を設置しようとする自治会、コミュニティ組織、自主防災組織等、一定の地域を基盤に地域活動を進める団体（以下「地域活動団体」という。）に対し、兵庫県が実施する防犯カメラ設置補助事業に併せて、川西市防犯カメラ設置事業補助金を交付している。

地域活動団体が防犯カメラを新規設置又は更新するに際し市の補助金の交付を受けるには、川西市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条に定める補助要件を全て満たすこととしている。

令和元年度定期監査において、防犯カメラの管理運用状況について「地域活動団体が設置する防犯カメラの管理運用状況については、年1回の文書による調査により個人情報保護に留意した維持管理ができていないか確認するとともに、その重要性を啓発することで安全対策の確保に努めます。」と回答しているが、これまで措置されていなかった。

川西市補助金等交付規則（平成16年規則第40号）第18条第1項第3号では、「補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。」は、補助金等の交付の決定全部又は一部を取り消すことができるとし、同条第2項では、「補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。」と規定されている。また、要綱第12条では、「補助金交付団体は、交付決定日から5年を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して利用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、市長に報告し、その承認を受けるよう求めるものとする。」と規定されていることから、地域活動団体が市から補助金の交付を受けて設置した防犯カメラは、交付決定日から5年を経過するまで防犯カメラ等管理運用規定を遵守する必要がある。

市は、地域活動団体に対し防犯カメラ等管理運用規定の遵守を徹底するとともに、防犯カメラ等の定期的な管理運用状況の確認に努められたい。

### 2 防犯カメラの廃棄に伴う個人情報の取扱いについて

令和6年度に市設置の防犯カメラの更新にあたり、個人情報を含む機器1台の所在が不明となった。

防犯カメラの取外し後の紛失、盗難を防ぐため、契約書又は仕様書に契約満了時の防犯カメラの取外しについて業者から手順書の提出を求め、防犯カメラの取付け、取外し、引渡し方法など業務内容に変更があった場合は、変更契約を行われたい。

また、防犯カメラ内部に保管されている外部記録媒体（SDメモリーカード等）は暗号化され、専用ビューアでなければ閲覧できない状態であったとしても個人情報漏えいのおそれがあるため、防犯カメラの画像データが記録されている全ての外部記録媒体は物理破壊するよう、適切に対応されたい。

防犯カメラの紛失の報告については、6年4月9日に業者から個人情報が含まれる防犯カメラを紛失した旨の連絡を受け、課は本市の内部統制基本方針に基づき、内部統制におけるリスク事案に該当するとして6月3日に市長に報告後、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報保護委員会に8月1日に速報を行い、7年2月26日に確報を行っている。

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 44 条第 1 項では、当該事態を知った後、速やかに（概ね 3～5 日以内）報告を行うこと、同条第 2 項では、当該事態を知った日から 30 日以内（不正の目的をもって行われた場合は 60 日以内）に報告することが定められている。

個人情報漏えいのおそれがある場合は、速やかに個人情報保護委員会に報告を行うとともに、内部統制におけるリスク事案についても速やかに市長に報告をする等適時適切に対応されたい。

## 《 消費生活センター 》

### 3 高齢者への消費者トラブル等の広報、啓発及び中長期的な相談員の確保について

消費生活センター（以下「センター」という。）に寄せられた消費者トラブルの相談は、60 歳以上の方からのものが全体の 60%以上を占めており、過去 4 年間の統計でも微増傾向にある。

センターでは、高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐため、多角的な啓発活動に取り組んでいる。具体的には、地域包括支援センターの講座や、自治会、民生委員等の活動の場など、高齢者や一人暮らしの方が集まる場に出向き、出前講座を通じて直接啓発を行っている。また、生活協同組合の宅配弁当利用者や市内店舗への送迎事業利用者に対し、悪徳商法等の啓発チラシを配布し、注意喚起を行っている。更に、高齢者と接する機会の多い地域包括支援センター職員や社会福祉協議会職員などに対し、消費者トラブルに関する情報を定期的に提供し、緊密な連携を図っている。

他自治体でも類似した啓発活動が行われる中、本市の特徴的な取組として、市民啓発団体「消費者の強〜い味方アカンマン」による演劇形式での啓発活動が挙げられる。アカンマンによる特殊詐欺対策や消費者トラブルを紹介する動画を動画投稿サイトで配信し、幅広い層への情報提供に努めている。

引き続き、消費者トラブル等の情報発信や啓発活動を通じた注意喚起に取り組まされたい。

また、消費者トラブル解決を担う消費生活相談員（以下「相談員」という。）の確保が、全国的に課題となっている。相談員になるための新規資格取得者が横ばいから減少傾向にあること、また、現在 65 歳以上の相談員の雇用をしていないことから、センターでは将来的に相談員の人材確保がより一層難しくなると分析している。

センターでは、相談員が専門性の高い資格職であることから、その地位向上や待遇改善が必要であると認識しているが、市全体の会計年度任用職員の給与体系との関係から改善は容易でない状況にある。

将来的な人材確保や待遇改善などの課題は、センターのみで解決できる問題ではないため、企画財政部や総務部などの関係部署と連携し、中長期的な視点に立ち、雇用年齢の延長など安定的な相談員の確保に向けた対応策を継続的に検討されたい。

### 4 多重債務問題対策について

センターでは業務の一部として、平成 19 年度より国の「多重債務問題改善プログラム」に基づく多重債務者相談窓口となり、主に弁護士等専門家への適切な連携業務を行っている。

また、併せて多重債務問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、庁内での周知や情報共有を目的に会議を開催していた。

このうち、連絡会議については、庁内周知が十分に行われたという判断から、25年度以降開催実績はない。

令和6年度にセンターが受けた多重債務に関する相談件数は69件にのぼる。近年では、ギャンブル依存症に起因する多重債務問題対策として、福祉部、健康医療部、こども未来部などの関係部署との間で情報共有が進められ、センターでの相談につながる事例も生じている。

今後も多重債務に陥る可能性のある事例や課題などが生じた際には、庁内関係部署との連携や情報共有を進め、多重債務者の早期発見と課題解決に向けた支援体制の更なる強化を図られたい。

また、相談件数や内容を注視し、分析を行ったうえで必要と判断した場合は、連絡会議を通じて庁内での連携をより一層強化されたい。

## 《 市民課 》

### 1 郵便請求における戸籍謄本等の誤送付について

戸籍謄本等の交付は、本市を本籍地とする場合は、郵便で請求することが可能となっている。令和7年10月22日、郵便請求における戸籍謄本等の交付事務において、ほかの請求者が請求した除籍謄本を請求対象者の改製原戸籍謄本とともに誤って綴じたことに気づかず交付してしまう事案が判明した。

課では複数人からの郵便請求があった際、戸籍謄本等を一度にまとめて出力し、その後、各請求者ごとに仕分ける作業を行っていたため混在する要因となった。更に、請求されたものと実際出力したものととの照合が十分に行われていなかった。

現在は1案件ごとに出力し混在防止を図るとともに、適切な相互チェックを行っている。今後も適正な事務の執行を徹底されたい。

### 2 マイナンバーカード（個人番号カード）の管理と紛失事案について

マイナンバーカード（以下「カード」という。）は、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者の申請に基づき作成されるものであり、課ではカードの申請補助やカードの交付事務等を行っている。カードは、申請者が地方公共団体情報システム機構（以下「J-L I S」という。）に交付申請を行い、J-L I Sがカードを作成した後、本市に送付され、交付するまで課で保管している。

令和7年9月30日、J-L I Sからカードが送付され保管していたカード1枚の紛失事案が判明した。しかし、その紛失日時や紛失者等の特定はできていなかった。

カードに関する作業時には、作業前後の枚数を照合し在庫管理を徹底すること、カードの廃棄、保管、交付の各段階では必ず作業記録を残すこと、作業の確認は複数人で実施することなどの対策を行い、管理、処理体制を強化されたい。

また、紛失事案が発生した原因を分析し業務マニュアルを改定するとともに、定期的な研修を実施するなど再発防止に努められたい。

### 3 窓口業務の効率化の取組について

本市では、内部統制における令和7年度の目標である「窓口部署の業務改善完了」に向けた取組として、窓口部署における業務改善及び業務マニュアルの作成を進めている。

課では、118の業務マニュアルの作成を完了しており、今後は業務マニュアルを活用して適切に事務が行えるよう運用するとしている。

業務マニュアルは、法令や運用の改正の都度更新するのみならず、定期的に見直しを行うよう努められたい。

### 4 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について

地方公共団体における事務処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務の処理に利用する情報システムは、令和7年度までに国が定める標準化のための基準に適合した標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行をめざす

こととされている。

課においては、住民基本台帳及び印鑑登録事業及び戸籍事業に係るシステムが対象となり、対象のシステムについては8年1月5日から標準準拠システムに移行している。一部不具合が発生しながらも都度修正を行い、現在は全ての帳票が作成できる状態を確保し運用している。

引き続き、システムの安定稼働について委託業者等と連携し、確実な住民サービスの提供に取り組まれない。